

第2回 官製談合再発防止に係る第三者委員会

日時：令和4年3月17日（木）

午後3時00分

場所：本庁舎議員控室

1. 開 会
2. あいさつ 委員長
3. 議 事
 - ・現在の富士川町入札制度の課題の抽出、改善点
 - ・新たな制度の意見交換
4. そ の 他
5. 閉 会

◆意見集約

指名選考会議の終了後業者の入れ替えが可能なのか

指名選考委員会終了後の変更を選考委員はいつ気が付くのか

指名競争などを決めることは町の責任だ、選考委員会じゃない

一般的に、尊重されるのは首長の権限だ

決裁権限を持つ町長が、選考委員会で決めた業者を差し替えることと、選考委員会前に指示することも、明確に駄目であるという決まりがない。仮に指示をしたとしても、最終的に町長が責任を取らなければならない

町長が、正当や不当な理由で業者を推薦することは、傍目からはわからない

権限を持つものが、正当な理由で指示することであっても、基準がないことをする時点でルール違反である。

正当な行為とする場合は、基準を定める必要がある

競争入札の関係は、公表の基準を明確化し評価をしていただくしかない

公表基準はあるが、適正ではない。また、わかりづらい

一般競争入札の対象金額を下げ、枠を広げる。また、基準を明確化する。

さらに、一般競争入札の総合評価方式を導入し、抜本的に制度を変える

職員コンプライアンス研修と公益通報システムを合わせて行う

国の補助金等が採択されると、急遽概算設計が必要になる場合がある。その対応をどうするか検討する必要がある

単町で対応できないことは、町村総合事務組合など範囲を広げて対応する

総合評価方式は、政策と連動させたまちづくりの活性化策としたい

総合評価の評価項目に地域貢献を入れれば良い

県の評価項目から清掃ボランティアなどがなくなった

地域貢献は、町が目指す政策と合致するものにすればなお良い

評価項目は、環境、男女共同参画の推進、障害者雇用や SDG s などが良い

町として今後取り組まなければならないものを評価項目に入れると良い

答申書は、抜本的な形で網羅的なものとしなければならない

入札制度は、他の市町村と何が違うのか分からない

4 月以降に暫定的に実施する一般競争入札の対象予定価格 1000 万円は、今後の答申を検討するのに参考となる

最近の業者は、儲からない仕事は絶対に取らない。実績が欲しくて取ることもない
予定価格の事前公表にあまり意味がない